

令和8年5月26日(火)

歯のはなし

かつて銀歯のための金属は、歯科医師にとって治療に欠かせないものでした。しかし昨今、銀歯の金属は歯科医師の「悩みの種」に変わりつつあります。

歯科の技工料はかぶせ物や詰め物などの製作物ごとに決められています。銀歯では使った金属の代金も実費で請求されます。金属の価格上昇で、保険の歯科用金属1g単価は現在、5千円を超えています。少し大きな銀歯になると、保険の診療報酬に対し、金属代が原因で赤字になることも決して珍しくありません。

この現状を受けて、国も金属を使った治療からの脱却を推奨してきている

かぶせ物・詰め物



保険適応が広がったかぶせ物の治療 (イラストは生成AIで作成しました・県歯科医師会提供)

保険適応 白い材料で拡大

ように思われます。

保険適応の白い材料（ハイブリッドレジン）を用いたCAD/CAM治療と呼ばれる治療法があります。6月の診療報酬改定により、1本の歯を対象とした処置の場合、かぶせ物（冠）か、

はめ込み式の詰め物（インレー）かを問わず、全ての歯に対して白い保険材料を用いた治療が可能となります。

また、前から5番目の小さな奥歯、もしくは6番目の大きな奥歯を1本だけ失った場合に、両隣の歯と3本つけて橋を架けるブリッジも対象に含まれることになりました。（詳細はかかりつけ歯科医院でお尋ねください）

これにより、患者さんは手軽に白い歯を手に入れ、歯科医院側も金属代を気にせず、治療できると言えます。一方で、強度の限界による材料の破折リスクには、これまで以上に気を配る必要があります。

対象とする歯に保険適応の白い材料を使っても大丈夫か、歯科医師側の見極めがさらに重要になるでしょう。より多くの患者さんが白い歯の良い顔で笑えるように、今後も診る目と腕を鍛え続けねば、と決意を新たにする今日この頃です。（県歯科医師会学校運営委員会 迫口賢一）